

ドイツ福祉国家思想の源流と現代性

——シユモラーとコーエンの社会政策思想を中心として——

山口 宏

序言

福祉国家の危機は一九七〇年代以降叫ばれてきたが、不安定で周縁的な労働者が増大する現在、共同性がより大きく掘り崩されているようにみえる。グローバル化の競争を生き延びるために安価な労働力利用を広げてきた資本のもと、もちろん単純な類比はできないが、福祉国家が発展する以前の、よりむきだしの競争性を示していた資本主義が、時代錯誤的なりアリティを帯びて現前しているといえよう。そうしたなか、労働者の搾取に対する一九世紀社会主義思想の批判的視座もまた同時代的なりアリティを帯びてくる。

周縁化される労働者たちをめぐっては、社会運動に向けた連帯の可能性が理論的にも模索され、また派遣や日雇い労働者たちの組合運動なども成果を上げている。ただ多面的な連帯による革命運動を構想することも重要だとしても、福祉国家による社会政策の拡大もまた生を支えるうえではやはり重要である。福祉国家が管理国家の面をもつとしても、国家が果たすべき役割を理念的に要請するため

の思想もまた必要であろう。

さらに現在、そうした労働問題が先鋭化しているのだが、福祉政策をとらえる際には、普遍的に生を支える思想が強く求められていると思われる。雇用・労働形態が正規・非正規などで分断化されるなか、最低賃金や保険の問題も危急の重要性を帯びているが、それらのみならず障害者やアンダークラスなど含めてすべて、人格価値として支えられるような思想である。そのような問題意識も本稿の基底に流れている。

ドイツ福祉国家の源流に目を向ければ、具体政策的な面ではピスマルクによる制度化が大きいですが、思想的な面では、いわゆる講壇社会主義と呼ばれる、アカデミズムの場を中心とした国家主導的社会改良思想の流れが大きいだろう。それはシユモラーに代表される後期の歴史学派経済学派にほぼ重なるものである。しかしまた近年見直しが進んできた潮流として、新カント派社会主義による漸次的な社会改良思想も、それに同時代的に並行していた。これら国家による社会政策に期待を寄せる思想潮流は、資本主義に迎合する改良主

義としてマルクス主義からは批判の対象となってきたが、後の福祉国家や社会民主主義の思想からみれば、むしろ正統派であったと位置づけられるだろう。そうした講壇社会主義のなかにあつた倫理的思想をここであらためてクロースアップすることを通して、福祉国家が果たすべき共同的支えへの要請を示すことがここでの目的である。

ここでとくにドイツを取り上げるのは、日本が近代化のなかで福祉制度としてビスマルク・ドイツ型の社会保険などを導入してきたという歴史的経緯もある。だがそれ以上に、国家の強い役割と人格倫理とともに哲学的に基礎づけてきたその伝統が、生を支えるための国家政策の思想的見直しという本稿の関心からして、重要な準拠枠となりうるだろうということがある。実際の・直接的な政策提言よりも、その土台となる価値的方向性としてである。そして、ともすれば古びた権威的思想として福祉思想史のなかで過去の通過点として片づけられる思想のなかに、現在への批判性があることを示したいという意図もある。

本稿の理路であるが、まず歴史学派講壇社会主義の代表としてシュモラーを検討しつつ、そこで示された労働政策への提言を確認し、王制権力に迎合した御用学者的なとらえ方では収まらない、現在にも響くその批判性をあらためていきたい。そこには人格性への価値という基盤があることが、ここで明確化されるだろう。だが同時にそこには、いわば労働中心主義的な価値づけがあることも看取される。そこでそれを補完するかたちで、より明確に普遍的な

人格価値と社会改良思想とを連結させる、新カント派社会主義の普遍的倫理を対置していく。そして最後に他の思想と接続しうる方向も示唆しながら、現代へと向けうる批判の土台を見いだしていきたい。

一・シュモラーの社会改良思想

代議制民主主義を通じた漸次的改良を目指す方向性と、国家による上からの改良を志向する方向性とは異なるが、革命による資本主義の廃絶と国家の止揚を目指すマルクス主義からすれば、それらはいずれも虚偽的で日和見的な改良主義として批判の対象となってきた。それはマルクス主義内部では、ベルンシュタインの修正主義をめぐる論争に示されてきたことである。後の展開をみれば、少なくとも結果的にはベルンシュタイン流の社会民主主義の改良路線が正しかったということになる。しかしここでこうした古典的な思想史をあらためて辿りなおそうというのではない。ただマルクス主義の、あるいは社会主義の内から批判的・理想的精神を呼び起こそうとして、社会民主党にとっては必要なのは、ひとりのカントである」と呼びかけた彼の言葉 (Bernstein [1899]1921 = 1974: 271) を冒頭に置きつつ、まずここでは福祉国家をめぐる思想の倫理的なるものを、現在への批判への可能性からとらえ返していきたい。

そして国家の役割を強調し、そこから社会問題の解決を図ろうとする戦略でいえば、たとえば「夜警国家」との対比で福祉国家を提

唱したことで知られるラッサールなども当然検討の対象となつてくるだろうが、ここでは主に講壇社会主義と呼ばれるドイツ（後期）歴史学派経済学、とりわけその中心人物たるシュモラーの思想を再検討してみたい。¹⁾

シュモラーは一八七二年に社会政策学会を立ち上げ、ドイツの社会政策へと提言を強く展開していったが、ちょうどこの時期は労働問題が大きく高まっていった時期でもある。普仏戦争での勝利とプロイセンを中心とするドイツ統一があつたこの時期、設立熱狂時代（Gründerjahre）と呼ばれた過熱的な投機や起業と工業発展を見せ、またその結果としての設立不況と経済格差の問題が強調されたものもこの時期であつた（Riha 1985 = 1992: 136）。またビスマルクは周知のごとく、強権的な富国強兵的政策を推し進め、いわゆるアメとムチの戦略による社会主義への抑圧も強めていった。

そうした状況のなか、社会政策学会を中心とする歴史学派は、ブレントナーなどの自由主義的傾向が強い者もあつたが、基本的には国家による上からの改良を要請し、税制や労働関連の立法などさまざまな提起を示していった。これらはプロイセン体制寄りの保守的志向が強いものとして断罪されることが多く、たとえば一九六〇年代に出されているオーソドックスな社会思想入門書でも、「ワグナーやシュモラーにおける国家の役割は、資本主義を統制することによつて、資本主義の維持をはかるというだけのこと」であり、「ビスマルクのユンカーの官僚国家の、資本主義に対する相対的な独自性を、超階級的中立性と誤認した」がゆえに、国家が中立性の仮装

のもとで労働者政策を行なうべきことを主張できた、といった見方が示され（高島・水田・平田一九六二…二七七）、とくにマルクス主義の強い時期にはこうした見方が主流であつたといえよう。また現在でも、その政府中心の温情主義的な政策思想が権威主義的なビスマルク流の社会保障論とマッチした、といった把握はある程度一般的である（山脇二〇〇四・六）。こうした上からの公共思想に内在する保守性は確かにあるだろうが、しかしそこに現代へのアクチュアルな批判的基盤も見出しうることをここでは示したいのである。

もともとドイツでは、各領邦国家において国力増強のためのトータルな政策を担う管理・行政機関の思想として、官房学（Kameralismus, Kameralwissenschaft）の伝統があつた。そこでは「歳入増加の方策の考案、財政構造の適正なあり方の発案、国民的貿易差額を有利にする政策の構想、失業防止を目的とした新技術の規制、以上のような純粹の経済政策が、人口増加の奨励や国民的統一の促進をめぐる社会政策と結びつけられた」のであつた（Riha 1985 = 1992: 2）。人口にも介入しつつ、様々な制度を通して国力と福祉の増進を目指していく幅広いレンジをもつた政策技術である。こうした官房学の伝統、および弱肉強食の市民社会に対抗するための国家による救済措置の必要を説いたヘーゲル以降の社会保障思想が、歴史学派の背景にもあるということができよう（山脇二〇〇四・五）。

基本的にシュモラーは、一方でドイツ・マンチェスター学派と呼

ばれる自由放任主義に対抗し、もう一方では急進的な社会主義革命に対抗するという立場から、漸次的な改良を唱えていた。フランスで革命を招いた社会運動もドイツでは起きなかつたが、それはシュモラーによれば、「まずもってプロイセン国家とその偉大な王による社会政策のおかげであり、そのモデルは例えばイギリスのテューダー朝やフランスの最良の王と政治家たちによる政策にあつたとしても、そのモデルよりもより深くとらえ、より多くを行なつていたのである」(Schmoller 1890: 47)。

シュモラーは随所でプロイセンの王や官僚に対して、社会政策の中立的なよき担い手として賛辞を送っている。しかしそれは一般的にいわれるような、体制擁護の保守的態度表明とは必ずしもとらえきれない。たとえばここで引用した言明がなされているのは一八七四年、プロイセンのジングアカデミーでの講演であるが、そこに参加していた弟子のシュティードは、皇帝も列席している場でシュモラーが、「今日では懲役刑に処されることなく莫大な利益を上げることができない」と力を込めて語った様子を記録している。弟子の記録はある程度割り引いて考えねばならないとしても、これは「むしろ皇帝や高級官僚を前にして、設立熱狂時代の投機熱もたらした社会問題の深刻さを訴え、プロイセンの支配層に政策変更の必要を強調したものと、革新的な響きをもって同時代人に受け止められたことを示している」(田村一九九三:二二五)面もある。だからこそ、シュモラーは保守層からは「社会主義者」として警戒され、何度もそのことを問題にされたのであつた。

シュモラーはこうも言う。「それ〔統治者Ⅱ引用者注〕が所有者の目でもって、大企業家の目でもってのみ社会問題を見るならば、またアンケート調査に際して、自ずと一面的にエゴイステックな利害を代表する商業会議所のみ行なうならば、そして今日、あらゆる代表団体や様々に墮落したメディア業界のなかで、大手の私鉄や銀行、株式会社、工場が雇った優秀なエージェントを通じて行使している巨大な影響に対して、立法によつて最大限の対抗をしないのならば、そのときには、統治者はプロイセン政治のあらゆる伝統を放棄しているのである」(Schmoller 1890: 58-59)。ここにも、統治者に対して、社会政策のあるべき姿を当為として突きつける鋭い調子が見て取れるであろう。

またシュモラーは歴史の連続性の感覚を重視し、急激な革命による道は必ず暴力と独裁へと再び転化することを見抜いていた。「財産や所得のあまりに大きな不平等や、あまりに激しい階級闘争は、時とともにあらゆる自由な政治制度を否定することとなり、再び絶対主義的統治の危険をもたらすことになる、とわれわれは信ずる。だからこそ、そうした発展のなかで国家がどうでもよいものと思われてはならないと信ずる」(Schmoller 1890: 12)。

これはアイゼナハで開かれた社会問題討議会の開会演説での言葉であるが、この時点で社会主義革命の独裁転化に警鐘を鳴らしているのは慧眼であろう。だが現在の文脈からすれば、革命運動の可能性が(いまのところ)希薄化して市場原理が福祉を侵食していくなかで、国家の政策を要請する論理としてシュモラーを再検討したい

のである。

プリンス・スミス、ファウハー、ヴォルフらに代表される当時のドイツ・マンチェスター学派は自由放任主義の先導者であったが、それに対するシュモラーの批判は激しい。彼らにとって「労働者問題は全く存在せず、……いまや労働者階層は必要なものは全て持つており、上昇しない者は自己自身に責任がある」とされてしまいが、「国民経済の自由という言葉はいまや、一般大衆を搾取するための大企業家や大資本家にとつての自由のみを、そして大企業にとつての自由のみを意味しているようにみえる」(Schmoller 1890: 2) こうした言葉は、労働を守るための諸制度が弱体化している現在にも、リアルな響きをもつて突き刺さるであろう。

シュモラーが目指すべきと考えていた社会像は、近年も「再チャレンジ」や「トランポリン」のスローガンで語られる制度が真に整備された体制である。「社会主義的意味での平準化はわれわれの社会理想ではない。様々な人々が梯子状に段をなし、しかしひとつの段から別の段へと容易に移れる社会が、最もふつうで最も健全だと思われる」が、しかし現実には、上方と下方が急速に増え、中間の段がますます壊され、全くの上と下だけにしか足がかりがないように、そんな梯子へとますます近づきかけている」(Schmoller 1890: 11)。

シュモラーは、国家による保護を求めていただけでなく、健全な中間層の発展と、諸制度に支えられた個人の自由・自律を理想として描いていた。次節でも扱っていくが、その基底にある倫理は、個

人の自由を守るためにこそ諸制度をもつて社会問題を解決せよ、という要請であり、それは同時代の他の倫理的社会主義とも異なるものであった。それは古びた楽観的な価値に見えなくとも、権威的国家を称揚するというシュモラー像には収まらない、別様の可能性も示唆するものでもあろう。

二・個人の自由・自律と国家

シュモラーは国家による諸制度が社会的不正を修正することを求めた。ではシュモラーが考える正しい社会とは、どのようなものであろうか。そこでまず一八八一年に書かれた、「正義」をめぐる原理的考察である「国民経済における正義」を検討しておきたい。ここでシュモラーが依拠するのは、ややあいまいながら、歴史のなかで慣習的に沈殿してきた価値基準という、歴史主義的な土台である。

まずシュモラーはとくに関心を払うべき正義の概念として、「分配的正義 (verteilende Gerechtigkeit)」を挙げる。これは、個人が行なった行為とそれに与えられる賞罰や、ある個人の立場と報酬の高低など、人間と分配される肯定的・否定的財という二つの系列の釣り合い (Proportionalität) を前提とするものであり、なかでも「最も重要なのが全体としての社会的階級関係が正しいか不正かについての判断である」(Schmoller 1904: 220-222)。

ではその判断が由来する土台はどこか。「人間の行為、その徳と背徳を評価する、すなわち比較して並べる際には、つねにわれわれ

の慣習倫理的 (sittlich) 判断が作用している」とシュモラーはいう (Schmoller 1904: 221)。この「慣習倫理的」という語は、シュモラー論のなかではつねにその思想を理解する核として指摘される概念だが、いわば社会通念のごときのものであり、「無数の人間たちの正義感情 (Gerechtigkeitsgefühl) が歴史的に沈殿したものであり、われわれがその肩に乗っているところのもの」 (Schmoller 1904: 231) である。そして国家の役割は、その正義感情と調和した結果をもたらすような諸制度をつくり、それを通して財や所得の正しい分配を行ない、社会生活を統御していくことである。

この慣習倫理は概念規定上すぐにわかる通り、歴史・文化的に相対的な性質をもつというだけでなく、その規定のあいまいさも免れ得ない。しかしシュモラーはこれ以上に明確な定義を与えているわけではなく、歴史的に受け継がれ変化していくこの共同感覚的なものをすべての出発点としているのみである。また価値多元的な状況において、社会通念的な共通理解がつかねになされるわけではないであろうし、同じ時代の同じ国民のなかでも何が正義かをめぐる議論は絶えない、とシュモラーも認めている (Schmoller 1904: 225)。たしかにシュモラーは、原理的な価値対立の場面も想定はしている。たとえば人間の内的・全体的価値で評価しようとする基準と、成果に応じた経済的価値評価とは、生のなかで並び立ち、対立するものである。しかしこれも、人間がより完全になるにしたがって、近接していくのだとして処理される (Schmoller 1904: 244)。

またもうひとつ、より実践的な場面での問題として、形式的正義

と実質的正義との対立についてもシュモラーは考えている。それは形式的には正しい制度運用と、内容面での不正や不平等との齟齬であり、たとえば救貧制度での不正な受給や依存的怠惰を招くモラルハザードの問題などである。そしてこうした問題はすべての制度にあてはまり、財と所得の分配にとっても決定的であるとシュモラーはいう。「われわれの行政機関が全く別の可能性へと到達せず、また施行の形式的な可能性が全く別のものではない限りは、ほとんどの社会主義的実験は、ただ貧困制度の帰結を、国民経済の広い部分へと広げることになるだけだろう」 (Schmoller 1904: 251)。また、「コモンセンス的な慣習倫理には普遍的な基準がないゆえに誤りや迷妄の可能性もあり、それをとり除くのに時間がかかることもある」と述べるが (Schmoller 1904: 233)、「しかし彼はこうもいう。「最後に形式がもつ大きな困難は乗り越えられること、そしてとりわけ国民を若返らせ気高くするような理想が信じられている偉大な時代にあつては、より正しい法と最も高貴な慣習倫理が、エゴイズムや慣習、愚かさの力に打ち勝ち、より良くより正しい新たな制度が立ち上がってきた、ということ」を歴史は示している」 (Schmoller 1904: 252)。

「国民経済における正義」に示されたシュモラーの正義論をみると、そこにはヴェーバーが避けがたい運命として問題化した、あの諸価値の和解しえない衝突、神々の闘争という厳しい視点はない。諸文化価値の相克を冷徹に見据えることなく、慣習倫理的価値が諸価値を調和させる調停者として持ち出されるのは、たしかにシュ

モラーの樂觀的な信仰告白とみることもできる（中村1972：81-82）。しかし同時に、つねにシュモラーは歴史的事象の積み重ねのなかから進歩への知見も当為も生まれるとして、過去の様々な社会改革も含めた膨大な歴史研究を重ねてきたのであり、もちろんたんなる思弁で空虚な樂觀論を述べているわけではない。先の急進的社會主義が独裁に陥るだろう、という見解にしても、然りである。

だがそれよりもここで押さえたいたのは、そもそも相対的であるはずの慣習倫理の「発展」を論じるなかで、シュモラーがそれを測る価値基準として置くものである。それは個人の自由・自律という価値である。シュモラーは下層階級を引き上げる上層階級の義務を強調しながらも、いたるところで、労働者階級・下層階級が文化的財に接し自己陶冶しようするような教育システムの整備が必要であることを説いている。また歴史をたどるなかでは、ゲルマン・キリスト教世界をはじめから融和的価値を内在させてきたことが指摘され、先の開会演説では、それは神の前での人間の平等と、敵を愛し貧者を助け富を軽蔑するという隣人愛の教えであると述べられている（Schmolter 1890: 12）。中村はシュモラーの曖昧な樂觀性を批判しつつ、その「社会政策の形而上学」のなかで進歩の究極の動因として想定されているのは結局のところキリスト教の隣人愛であると結論づけるが、その点で中村の議論は正しい（中村1972：55-56）。しかしそれは必ずしも否定的に断罪されることではないだろう。またシュモラーは一八七四〜五年に書かれたトライチユケへの応募論文では、いかなる人間も他者の目的にとっての手段であつては

ならず、他者の目的に仕える部分として機能するとしても、それ自身として自己目的であり聖なるものであると、カントの道德命題に重ねてあるべき社会像を示している（Schmolter 1904: 154）。これについてハンゼンは次のように言う。「カントの道德論への言及からは、シュモラーが全ての市民のさらなる教育・陶冶に最も大きな意義を与えていたことがわかる。教育制度をつくらうとする彼の絶えざる努力は、まさに社会の第四身分のために、現在の未成年状態から「知を通じた自己解放」へといたる道を敷こうとするものであつた」（Hansen 1993: 145）。階級利害を超越した中立的な王・官僚が政策の担い手となり、諸制度によって労働者の生活向上と保護を支えるにしても、そこで目指される基本的な価値は、こうした個人の尊厳であつたということができる。

このようにシュモラーには、歴史主義的な慣習倫理のなかにある人格倫理への志向を確認することができる。それは国家に迎合するものではなく、国家に対して批判的に政策を迫る思想であつた。ただ同時に労働者の保護といった労働中心の制度思想も強く出ているが、それは時代背景として理解できることであり、もちろん労働政策は福祉の基幹をなす重要部分ではある。だが現在につなげていく際、序言でも述べたように、労働問題を包括するようなかたちで、普遍的倫理にもとづく福祉国家政策への要請が必要だとも考えられる。労働というファクターを超えた、無条件の人格価値である。そこで人格価値と社会政策への議論を補完することも含めて、次節では新カント派にも目を向けると同時に、いわばより機能化された制

度観の可能性をみていきたい。

三・新カント派社会主義と機能としての国家観

シュモラーにみられるこうした社会改良の倫理は、同時代的な動きとして新カント派に通底する部分もあるだろう。新カント派は一般に、西南ドイツ（バーデン）学派とマルブルク学派の二つの潮流に分けられる。社会科学方法論やヴェーバーとのつながりで前者が取り上げられることは多いが、後者については、社会民主主義的な政治思想という観点からしばしば再評価されてきた。コーエンらに代表されるマルブルク学派は、終末の色合いを脱色され世界内的に倫理化されたキリスト教の隣人愛に結びつけ、かつ社会民主主義的な改良主義の政治思想を打ち出した。歴史主義へと定位するシュモラーと、認識と倫理の普遍妥当的基準を志向する新カント派とでは、もちろん根本的な原理の違いはあるにせよ、しかし社会改良への視座においてとらえれば、両者にそれほどの懸隔はないようにみえる。

政治哲学者のリュッベは、ヘーゲルの体系哲学も没落した一八七〇年代以降、哲学の非政治化が急速に進んだが、その例外がマルブルク学派の新カント派哲学であったとして、その忘れられた可能性を掘り起こしている。マルブルク学派が抱いた倫理学は、急進的な革命主義に反対し、国家による社会問題の解決を求めようとする、理想主義的な改良主義の社会主義思想であった。彼らに

とつて社会主義とは、悲痛な現代の劣悪状態のなかにあつて人間存在を自己目的として普遍的に承認する、よりよい状態の像として立ち現れるような、そうした「理想」の政治的実現をめざす実践的意志でなければならぬ」というものであった (Lübbe 1963 = 1998: 112)。そしてカントを社会主義の大御所と断定したコーエンを、リュッベは新カント派社会主義の真の創始者として位置づけるが、コーエンはカントの「人間を手段として扱わず、自己目的として扱うべし」というあの定言命法は「近代、そして世界史の全ての未来のプログラムを含む」ものであり、これが社会主義の理念であるとまで述べている (Cohen [1904]1981: 320-321)。

また一九世紀後半のドイツ思想におけるカント主義の復興を跡付けたウィリーも、「マルブルク学派は狭い認識論の専門主義と非難され、ほとんど社会・政治的意義をもたない純粹にアカデミツクな現象として描かれてきた」が、それは全く正確でないと述べ、マルブルクの実践性を実践性に目を向けさせた。そしてランゲやコーエンの哲学の主要関心は、国家による社会正義であり、革命的マルクス主義にも教養階級のブルジョワ自由主義にも対抗して、民主主義的・進歩的社会主義を提唱していたことを指摘している (Willey 1978: 102-104)。

マルブルク学派社会主義では、ランゲがコーエンの先行者として位置づけられる。ランゲについてここで詳しく検討を加える準備はないのだが、ランゲも労働者の劣悪な状況を問題にし、労働者の搾取を除去するための人間性にもとづく改良社会主義を提起してお

り、『労働問題』や『唯物論史』などの通俗化した著作を通して、その主張をよりポピュラーなものにしていった。リュックベはランゲを評して「中庸をえた政治意志」と呼んでいるが、急進的革命を恐れ退ける点ではシュモラーと同じく、諸政策や労働組合の促進などによる漸進的な改革が説かれる。修正主義のヘルンシュタインも先に引用した箇所では、「カントに還れ」を置き換えて「ランゲに還れ」とする、とも言っていた。そしてより学的なスタイルでそのカント的社会主义の理念を練り上げていったのがコーエンである。

コーエンは倫理学の代表的著作である『純粹意志の倫理学』のなかで、宗教と国家とを対比させながら、宗教は倫理に密接につながっており、倫理を促進する限りではよいが、そこから離れると倫理にとって危険であると述べる。そして個々の宗教は普遍性を説くとしても、複数の宗教の連合といったことは考えることはできても、実際には不可能であり、宗教には特殊性が内在していると論ずる。²⁾

それに対して国家は、一見その特殊性のなかに民族の多数性を固定してしまうようにみえるが、それは法を通して人間を全体性 (Allheit)へと統一するところ (Cohen [1904]1981: 60-61)。法的人格として倫理的に統一されるのであり、そうした状態がゲノッセン シャフト (組合) と呼ばれる。人格価値にもとづく国家は、特殊性としての民族とは異なり一般性を体现するものであり、「祖国愛という聖なる言葉で裏切りを行なうロマン主義とは反対に、社会主義はゲノッセンシャフトの概念に結びつく」 (Cohen [1904]1981: 253-254)。そのなかで虐げられた労働者の状態を改善していくことも

必然となり、ここでは統計なども重要な手段となると述べられるが (Cohen [1904]1981: 310-311)、その中心は倫理性の問題である。胃の問題から始めるべきだとしても、中心は精神の問題であり倫理的自由の問題であるとされ、その点から唯物論的歴史把握も批判される (Cohen [1904]1981: 313)。また現実の国家を正当化することからも、コーエンの倫理は離れている。法と国家のなかで倫理概念は決して具体的に現実化されることはなく、その点ヘーゲルが倫理の実体として現実国家をとらえたことは誤りであり、目的の王国としての倫理世界は理念としてある (Cohen [1904]1981: 393)。

コーエンは相続税によって格差を是正することの必要などを若干述べてはいるが、具体的な政策提言は薄く、概ね学的哲学の流儀で原理的な思想を展開している。またウィリーはコーエンについて、国家の強い権威を認め、法・正義の守護者としての国家観はラサーに近づいていると評しているが (Wiley 1978: 115)、ともかく全体性を強調しながらも土台には個人の倫理性と尊厳が置かれているのは間違いないだろう。³⁾

このようなマールブルク派やコーエンの思想とシュモラーとは、普遍妥当性倫理への志向と歴史主義という面で違いも大きく、またシュモラーは労働者階級が自己を高めていくために文化的財に接近できるようにと随所で説いており、古い教養主義的な色合いも見られるが、それでも人間性にもとづくアクチュアルな社会民主主義的志向としては新カント派と通底する部分もあるだろう。そして労働者問題を中心とする具体政策においてはシュモラーがより大きく、

人格価値の強調という点では新カント派がより大きかったということができる。

しかし人格価値をプライマリーなものとして国家を批判する志向がシュモラーにあったのは確かであり、ここでシュモラーのなかに仄見える国家観とも絡めてそのことをみておきたい。先にも触れたが、シュモラーはプロイセン体制を肯定しアカデミズムのなかで力をもった体制迎合的な学者であった、という評価は一般に多い。すべての上位に国家を置いて国家に包摂していく国家有機体的な思想傾向と重ねられることもある。しかし上述の論行のなかでは、そうした権威主義的枠組みだけではとらえられない面が示されたであろう。そして新カント派には当為による国家への批判という視角があったが、人格倫理を基底に据えたいうえでの機関説的な権力把握とでもいえる見方も、シュモラーのなかには見出すことができる。

シュモラーは先に引用したカントの命題に触れた箇所、王の存在意義について「その唯一の理想的な権原 (Rechtsitel) は、階級支配に対して弱者や不当に扱われる者を守ることにある」(Schmoller 1904: 154) と述べている。また別のところでも、自らの国家のとらえ方について、マンチェスター学派に個人の恣意を称揚して国家を制限することからも、すべてを飲み込んでいく絶対主義的理論からも遠く隔たったものであるとして、国家は「歴史的生成のなかで、文化状況に応じて、その責務が小さくなったり大きくなったりするもの」だと述べている (Schmoller 1890: 9)。

こうしたシュモラーの王制観・国家観について、ハンゼンはいわ

ば国王機関説ともいえるべき解釈を適用する。上述のごとき福祉的機能がなければ、王制は不要となり、「そのようにしてのみ、シュモラーによつて王制と官僚に示された機能は理解しうる。」そしてシュモラーの把握を規定しているのは、「今日しばしば考えられるような、服従や従属、卑屈な日和見主義ではない」(Hansen 1993: 148)。シュモラーはドグマ的理論への志向を棄却して、事実の積み重ねによる歴史研究を志向し、それは通常の体系化・理論化に親しんできた弟子たちを戸惑わせもしたが (田村 1993: 28-29)、ハンゼンはそうしたシュモラーの方法に、社会制御のための機能的観点を読み込んでいる。この王制観についても「古びた学説のドグマ的原理から基準を引き出すのではなく、社会の見渡しうる個別領域を十分制御することに向けた、問題解決としての特定の制度的組織モデルにシュモラーが絶えざる関心をもっていたことが、ここでもまた見て取れる」と述べている (Hansen 1993: 149)。こうした見方は些か社会工学的な解釈に傾いているかもしれないが、実証的知見をもとに社会問題を制御していくことへのシュモラーの志向は、社会主義批判も含めて、つねに具体的歴史事象へと言及しつつ制度整備を提起していくその姿勢に看取しうるものである⁵⁾。

このように普遍的な人格価値の倫理と社会政策との連関、福祉国家の倫理基盤を考えていく際、この時代の倫理的な思想潮流をあらためて検討していくことは、現在よりいつその課題であるように思われるのである。最後に次節では、現代的視座へとつなげるために、示唆的にとどまってしまうが別様の議論にも言及しながら、そ

の意義をより広い文脈に位置づけておきたい。

四・福祉国家の倫理性と現代

前段まで、シュモラーや新カント派の思想が現在に対してもツアクチュアリティを検討してきた。そのなかで、人格価値を倫理基盤として福祉国家政策を要請するための思想を掘り起こすこともできたとと思われる。

ただ、近年のフーコー的な権力批判などを通ってきたわれわれには、こうした倫理的議論はナイーヴすぎるように映るかもしれない。福祉国家が管理国家的側面をもつことは、優生学的な例をはじめとして、つねに忘れられてはならないことであるし、自由主義の体制についてもそうした視角は落とせない。

また人格価値と言っても、現在しばしば強調されるような「自さがし」や「個性」のごとき価値観としてそれをとらえれば、簡単に肯定しえないものとなる。統治性批判の観点から、フーコーの影響を受けた論者たちなどは、新自由主義の市場原理と自己責任倫理を批判的に論じてきた。たとえばローズは、福祉国家体制が社会保障を通して包摂的に統合し、私的領域の自立性を弱めていくのに対して、新自由主義の統治では、社会保障は私的なリスク・マネージメントの問題となり、自己を起業していくべき個人として駆り立てられることを論じている (Rose 1996: 48-59)⁶⁾。さまざまな位相で自己責任化が強調される新自由主義のなかで、カウンセリングや心

理主義に駆り立てられる自己探求は、本稿で論じてきた人格価値とは別様のものである。

本稿の議論は、こうした統治批判への観点を素通りして過去の思想へと回帰しようとするものではない。そうでなく、そうした観点は担保したうえで、労働の場も含めて社会全体で連帯性が希薄化し貧困などもより先鋭化する現在、国家政策として普遍的な支えを要請するための批判的準拠枠を示していくことが必要なのであり、それが本稿で扱った思想のなかに潜在する意義であった。

たとえば社会政策研究の確立者、大河内一男は、資本制の内的必然性として労働政策をとらえる理論を練り上げていく際、倫理主義・理想主義的な立場から社会政策を道義的性格のものとして解釈する考え方への違和感から出発したと述懐している (大河内 1970: 61-62)。だがそれにひきつけて言えば、倫理主義・理想主義から現在の社会政策を撃つ思想も、いま大いに必要となっているはずである。そして世界市民レベルの「マルチテュード」な連帯も可能性をもっているとしても、依然として国民国家的枠内での福祉国家による政策は重要なのであり、そのことを含んだ思想が必要なのである。

具体的な政策レベルでは、さまざまな構想もありうるだろう。普遍的な人格価値と制度構築を結びつけるということでは、近年見直されている「ベーシック・インカム」などもひとつの可能性となるはずである。またそうした具体的政策と並行して、思想レベルで新自由主義を排撃しうる多様な議論が必要である。本稿もそのための

一矢であった。

われわれは福祉国家のネカティブな側面をとらえ、たとえば健康増進法のように生に介入する権力を批判しながらも、労働や生の支えが掘り崩されていく状況に対して、福祉国家に個人の自由を支える制度整備を要請し、その果たすべき役割を当為として突きつけていくための理論的土台を構築していくことが必要だと思われるのである。

注

- (1) 講壇社会主義の枠組みでいえば、たとえばワグナーなども当然論ずる必要があるが、ここでは労働政策への重点を問題化することに主眼を置くこともあり、さしあたってシュモラーの検討にとどめておく。
- (2) ただしコーエンは宗教を否定しているわけでは全くなく、ユダヤキリスト教の一神教の倫理性について終生論じ続けている。やや時代は下るが、『哲学体系における宗教の概念』では、個人の唯一性と全体性や、受苦の意味が論じられ、非常に抽象的に貧困と受苦、メシア主義の意味を社会主義に結びつけている箇所 (Cohen [1915]1996: 127) もある。
- (3) 社会主義思想の傾向としてはコーエンとランゲは似ているが、認識論的な部分ではランゲは感覚生理学的なカント解釈が強く、両者の相違が一般に指摘される (Köhnke 1986: 237-257, Ollig 1979: 19)。そもそも、認識形式が対象を規定するそのあり方を確定していく新カント派の問題圏には、観念論的な方向性もあれば、ヘルムホルツのような生理学的構造からの接近もあり、ケーンケもいうように異質な諸潮流の集積であったということができる (Köhnke 1986: 213)。
- (4) これはハンゼンの語ではなく、筆者が天皇機関説になぞらえた呼称である。体制保守的・右翼のとみなされる思想家には、最高権力を個人主義的人格倫理や社会正義のための機能として要請し、その権力を崇拜し

ていないという位相がしばしばありうる。たとえばベクトルは異なるが、個人主義と人類の普遍理想も抱きつつ、天皇絶対君主制の虚構を暴露することなく、それを逆用して国民の国家を構築しようとした北一輝がそうである (松本 [1972] 1996)。

- (5) たとえばミュースイヒガンクはシュモラーについて、カントの孤立した個人性道徳ではなく、個人が共同体の一部としてのみ、国家においてのみ客観的価値に達することができるという、カントを超越したヘーゲルの倫理のもとにあるといっている (Mitsugang 1968: 210)。たしかに国家による上からの政策や歴史的・慣習倫理的な正義論などは、現実的なものが理想的であると、また理性の歴史的展開を体系化することによって歴史主義にも道を開いたヘーゲルの圏内にあるともいえよう。しかし上記のように、人格倫理を上位審級に置き、そこに国家への要請を基礎づけるという構えをシュモラーに読み取りうるとすれば、国家による包摂図式に取めることは些か早急であろう。つねにシュモラーの土台にあったのは、自由と自律の価値であったということができる。

- (6) こうした新自由主義の統治という観点から、以前筆者は精神障害への統治戦略について論じた (山口 2005)。
- (7) これについては筆者も、社会参加の必要と自己責任化の陥穽との相剋を論じたなかで、後期フーコーの倫理とつなげて論及した (山口 2008)。

文献

- Bernstein, Eduard, [1899]1921, *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie*, Berlin und Stuttgart: Dietz. (一九七四年、佐瀬昌盛訳『現代思想七 社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』ダイヤモンド社。)
- Cohen, Hermann, [1904]1981, *Werke Bd.7 Ethik des reinen Willens*, Hildesheim: Georg Olms Verlag.

- , [1915]1996, *Werke Bd.10 Der Begriff der Religion im System der Philosophie*, Hildesheim: Georg Olms Verlag.
- Hansen, Reginald, 1993, "Gustav Schmolzer und die Sozialpolitik von heute," Jürgen G. Backhaus ed., *Gustav von Schmoller und die Probleme von heute*, Berlin: Duncker & Humblot, 113-182.
- Kölnke, Klaus Christian, 1986, *Entstehung und Aufstieg des Neukantianismus: Die deutsche Universitätsphilosophie zwischen Idealismus und Positivismus*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp.
- Lübbe, Hermann, 1963, *Politische Philosophie in Deutschland*, Basel: Benno Schwabe. (＝一九九八、今井道夫訳『ドイツ哲学史』法政大学出版局。)
- 松本健一、[1972]1996『北一輝論』講談社。
- Müssiggang, Albert, 1968, *Die soziale Frage in der historischen Schule der deutschen Nationalökonomie*, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- 中村貞二、一九七二『マックス・ウェーバー研究』未来社。
- 大河内一男、一九七〇『社会政策四十年』東京大学出版会。
- Ollig, Hans-Ludwig, 1979, *Der Neukantianismus*, Stuttgart: Metzler.
- Riha, Tomas, 1985, *German Political Economy: The History of Alternative Economics*, West Yorkshire: MCB University Press. (＝一九九二、原田哲史・田村信一・内田博訳『ドイツ政治経済学』リネルヴァ書房。)
- Rose, Nikolas, 1996, "Governing 'Advanced' Liberal Democracies," Andrew Barry, Thomas Osborne & Nikolas Rose eds., *Powcraft and Political Reason*, London: UCL Press, 37-64.
- Schmolzer, Gustav, 1890, *Social- und Gewerbepolitik der Gegenwart: Reden und Aufsätze*, Leipzig: Duncker & Humblot.
- , 1904, *Über einige Grundfragen der Sozialpolitik und der Volkswirtschaftslehre*, Leipzig: Duncker & Humblot.
- , 1884, "Das Mercantilsystem in seiner historischen Bedeutung," *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 8: 15-61. (＝一九七二、正木一夫訳『重商主義とその歴史的意義』未来社。)
- 高島善哉・水田洋・平田清明、一九六二『社会思想史概論』岩波書店。
- 田村信一、一九九三『グスタフ・シュモラー研究』御茶の水書房。
- Wiley, Thomas E., 1978, *Back to Kant: The Revival of Kantianism in German Social and Historical Thought, 1860-1914*, Detroit: Wayne State University Press.
- 山口宏、二〇〇五、「新たに排除される狂気——統治の社会理論と精神障害」『日本福祉大学社会福祉論集』113: 1-18。
- 、二〇〇八、「個人化、そして社会参加と自己責任論の対立を越えて」『日本福祉大学社会福祉論集』119。
- 山脇直司、二〇〇四、「社会保障論の公共哲学的考察」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書 五 福祉の公共哲学』東京大学出版会、1-16。